

2014年10月10日付財務省
発行の通達No.
151/2014/TT-BTCに付
録。

ベトナム社会主義共和国

独立- 自由- 幸福

法人税申告書

課税期間: 自 至

[02] 確定申告 [03] 修正申告 ...回目

- 中小規模法人に該当するか
- 原価計算を行う事業を有する法人か
- 関連者間取引を行っているか

[04] 売上規模が最も大きい事業:,

[05] 割合: %

[06] (納税者名) :

[07] 税務コード:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--

[08] 住所:

[09] 地区:

[10] 省/市:

[11] 電話番号:

[12] Fax:

[13] Email:

[14] 税務代理人(該当ある場合):

[15] (税務代理人の税務コード):

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--

[16] 住所:

[17] 地区:

[18] 省/市:

[19] 電話番号 :

[20] Fax:

[21] Email:

[22] 税務代理人連絡先:.....日付:.....

通貨:ベトナムドン

No.	項目	コード	金額
(1)	(2)	(3)	(4)
A	事業活動から生じる収益 - 財務諸表より	A	
1	税引前利益	A1	
B	法人税法上の課税所得の計算	B	
1	課税所得計算上、利益を増加させる調整 (B1= B2+B3+B4+B5+B6+B7)	B1	
1.1	収益の増加	B2	
1.2	収益減少に関連する費用の減少	B3	
1.3	損金不算入費用	B4	
1.4	外国法人からの収入に伴う支払税金	B5	
1.5	移転価格税制による修正	B6	
1.6	その他の修正	B7	
2	課税所得計算上、利益を減少させる調整 (B8=B9+B10+B11)	B8	
2.1	過年度益金処理の収益減額	B9	
2.2	収入増加に関連する費用の増加	B10	

2.3	その他の調整	B11	
3	課税所得総額 (B12=A1+B1-B8)	B12	
3.1	事業活動による課税所得	B13	
3.2	不動産処分に伴う課税所得 (B14=B12-B13)	B14	
C	事業活動による法人税額の計算	C	
1	課税所得 (C1 = B13)	C1	
2	益金不算入項目	C2	
3	繰越欠損金	C3	
3.1	事業活動に係る繰越欠損金の充当	C3a	
3.2	事業活動に係る不動産処分による損失	C3b	
4	課税対象所得 (C4=C1-C2-C3a-C3b)	C4	
5	科学技術発展基金引当金税額控除	C5	

6	科学技術発展基金引当金税額控除後課税対象所得総額 (C6=C4-C5)	C6	
6.1	22%適用課税対象所得(優遇税制対象所得含む)	C7	
6.2	20%適用課税対象所得(優遇税制対象所得含む)	C8	
6.3	優遇税制不適用所得	C9	
6.4	優遇税制不適用所得に対する税率	C9a	
7	標準税率が適用される事業活動による所得に係る法人税 (C10 =(C7 x 22%) + (C8 x 20%) + (C9 x C9a))	C10	
8	優遇税率適用による法人税の減少	C11	
9	課税期間における免税額及び減税額	C12	
9.1	租税条約に基づく免税額及び減税額	C13	
9.2	法人税法の枠外での免税額及び減税額	C14	
10	課税期間における外国法人税額控除	C15	
11	事業活動による法人税額 (C16=C10-C11-C12-C15)	C16	

D	法人税総額 (D=D1+D2+D3)	D	
1	事業活動に係る法人税額 (D1=C16)	D1	
2	不動産処分に係る法人税額	D2	
3	その他の法人税額	D3	
E	課税期間における法人税支払額 (E=E1+E2+E3)	E	
1	事業活動に係る法人税期中支払額	E1	
2	不動産処分に係る法人税期中支払額	E2	
3	その他の法人税期中支払額	E3	
G	未払法人税額 (G=G1+G2+G3)	G	
1	事業活動に係る未払法人税額 (G1=D1-E1)	G1	
2	不動産処分に係る未払法人税額 (G2=D2-E2)	G2	
3	その他の未払法人税額 (G3=D3-E3)	G3	
H	法人税総額の20% (H = D*20%)	H	
I	未払法人税額と法人税総額の20%との差額 (I = G-H)	I	

L. 支払期日の延期

[L1] 延納の適用:

[L1] 延納理由:

[L1] 延期後の期限:

[L1] 延納可能額:

[L1] 延納不能額:

年度最終申告書の申告期限までの法人税総額の20%と(法人税総額)の差額に係る延滞税
(仮に年度最終申告書の提出及びその納付が期日以内になされている場合は、延滞利息は、支払日までの計算となる。)

[M1] 延滞日数日, (年月日)..... から(年月日)

[M2] 延滞税:

N. 当申告書添付の別表に加え、以下の資料を添付させていただきます。:

No.	項目
1	
2	
3	
4	

ここに記載の内容が正しいことを私の法的責任の下、誓約致します。

日 月 2015 年

税務代理人

氏名:.....

当法人の法的代表者

営業許可証No.:.....

署名、職位及び捺印(該当ある場合)

2013年11月6日付財務省発行の通達
No. 156/2013/TT-BTCに付録。

別表

繰越欠損金

法人税年次申告書に添付

課税期間: 自..... 至

納税者: _____

税務コード:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--

税務代理人(該当する場合):

税務コード:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--

繰越欠損金の決定

通貨: ベトナムドン

No.	欠損発生年度	金額	過年度繰越欠損金充 当額	当年度繰越欠損金充 当額	次年度繰越額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
1					
2					
...					
計:		-	-	-	-

ここに記載の内容が正しいことを私の法的責任の下、誓約致します。

....., 日..... 月..... 2015年

税務代理人
氏名:

営業許可証No. :

当法人の法的代表者

署名、職位及び捺印(該当ある場合)

2013年11月6日付財務省発行の通達No.
156/2013/TT-BTCに付録。

別表

法人税優遇措置

新製造ライン、生産拡張、技術革新、環境改善、生産効率化(拡張投資プロジェクト)への投資を行う企業について適用される。

法人税年次申告書に添付

課税期間: 自 至

納税者名: _____

税務コード:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--

税務代理人(該当する場合):.....

税務コード:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--

A. 優遇措置適用の判定:

1. 優遇税制の適用要件

- 事業内容及び産業及び所在地:

優遇措置対象の事業、産業、所在地に該当しない新製造ラインに係る投資

優遇措置対象産業に係る事業活動及び産業に係る投資

特別優遇措置対象産業に係る事業活動及び産業に係る投資

社会的・経済的に困難な地域として指定された地域での投資

特別に社会的・経済的に困難な地域として指定された地域での投資

- 投資プロジェクト:

新製造ライン導入に係る投資

生産拡張、技術革新、環境改善、生産効率化への投資

投資プロジェクトは以下の投資項目を含む。:

- 投資項目:

- 投資項目:

- 投資項目:

- 免税/減税開始年度の登録:

2. 優遇税制の適用:

2.1- 優遇税率:%

2.2- 優遇税率適用期間:から.....年

2.3- 免税期間:から.....年

2.4- 税率半減期間:から.....年

B. 法人税の減免額の決定:

通貨: ベトナムドン

No.	項目	コード	金額
(1)	(2)	(3)	(4)
3	優遇措置適用対象の課税対象所得の決定		
3.1	課税期間に事業活動に使用された固定資産の取得価格	[01]	
3.2	課税期間に使用された新規投資固定資産価額	[02]	
3.3	課税対象所得総額	[03]	
3.4	免税/減税対象の新規投資プロジェクトに係る増加所得 (要計算式記載)	[04]	
4	優遇税率適用による法人税差額の決定		
4.1	優遇税率不適用による法人税額	[05]	
4.2	優遇税率適用による法人税額	[06]	

4.3	法人税額の差額 [07] = [05] - [06]	[07]	
5	課税期間における免税/減税額の決定		
5.1	現行法人税率 (%)	[08]	
5.2	法人税額	[09]	
5.3	免税または減税対象の法人税割合 (%)	[10]	
5.4	免税/減税 法人税額	[11]	

ここに記載の内容が正しいことを私の法的責任の下、誓約致します。

....., 日..... 月..... 2015年

税務代理人

氏名:.....

営業許可証No.:.....

当法人の法的代表者

署名、職位及び捺印(該当ある場合)

No.	内容	利益、所得				費用				独立企業間価格に基づく再評価による利益増加額
		帳簿価格	独立企業間価格に基づく再評価額	差額	移転価格算定方法	帳簿価格	独立企業間価格に基づく再評価額	差額	移転価格算定方法	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(4)-(3)	(6)	(7)	(8)	(9)=(7)-(8)	(10)	(11)=(5)+(9)
2.5	その他サービス									
A	関連者 A									
B	関連者 B									
	...									

我々は、上記数値及び記載が正確、十分かつ明瞭であることを保証し、法の下に当該数値及び記載に対して全責任を負うものとする。

年..... 月..... 日...

税務代理人
名前:.....

納税者又は納税者の法的代理人

営業許可証No:.....

署名捺印し、役職名を記入してください。

注釈:

- 法人は、本申告書への正確かつ十分な記載を行うために、関連者間取引情報申告に関するガイダンスを慎重に読むことが望まれる。
- データがない場合は空欄にしておくこと。